

免償とは

文字通りには、犯した罪に対する償い（罪に対する罰）の赦免を意味します。『カトリック教会のカテキズム』（1471 項）では、これを「罪科としてはすでに赦免された罪に対する有限の罰の神の前におけるゆるし」と説明しています。分かりにくい表現だと思います。もう少し説明が必要です。

『カトリック教会のカテキズム』（1472 項）によれば、罪は二つの結果をもたらします。一つは、大罪によるもので、これによってわたしたちは神との交わりを断たれ、その結果永遠のいのちを受けることが不可能になります。この状態が罪の結果として生じる「永遠の苦しみ（罰）」です。もう一つは、小罪を含めたすべての罪から生じる「有限の苦しみ（罰）」です。これは罪がわたしたちに残した痕跡です。罪がゆるされ神との交わりが回復された後も、この痕跡が神に従って生きようとするわたしたちを苦しめます。罪のゆるしと神との交わりの回復は、罪の結果である永遠の苦しみ（罰）は取り除きますが、有限の苦しみ（罰）は残ります。免償は、この有限の苦しみ（罰）からわたしたちを解放するものです。さらにこの解放が部分的か全体的かによって、免償は部分免償と全免償に分けられます。

免償は教会を介してその定めに従って与えられますが、その恵みは、この世を旅するわたしたちが、キリストや諸聖人たちとともに聖徒の交わりの中にあることによって、分かち合われるものです。清めのために煉獄にある人々もまた同じ交わりの中にあります。わたしたちは自らのためだけでなく、死者のために免償を受けることができます。

全免償を受けるための通常の場合

あらゆる罪を退ける決心をして、全免償を受けたいという望みを持ち、以下の条件を満たすとともに、全免償を受けるために教会が定めたわざを果たすこと。

- ①ゆるしの秘跡
 - ②聖体拝領
 - ③教皇の意向のための祈り（主の祈りとアヴェ・マリアの祈りを唱える、あるいは他の祈りを唱えても良い）
- ・これら三つの条件は、免償が与えられる日（定められたわざを果たす日）にすべてを満たすことが望ましいが、少なくともその前後およそ 20 日以内にすべてを満たせば十分とされる。
 - ・全免償は原則一日に一回だけ受けることができる。
 - ・同時期の別の日にもう一度全免償を受けるためには、①は必要とされないが、②と③は全免償を受ける度に必要である。

2025 年の聖年で教会が定めたわざ

教皇庁内赦院「教皇フランシスコにより発表された二〇二五年の通常聖年の間に与えられる免償に関する教令」（『希望は欺かない』 pp.47-59）から免償のために教会が定めたわざを抜粋し一部補足説明のために編集しています。

1. 聖なる巡礼

下に指定された聖年の巡礼所で、聖なるミサに敬虔に参加する。とりわけ聖年のためのミサ、あるいは和解のため、罪のゆるしのため、愛徳を願うため、一致を深めるための信

心ミサ、入信の秘跡や病者の塗油を授けるための儀式が伴うミサに参加する。

他に神のことばの祭儀、教会の祈り、十字架の道行、ロザリオの祈り、アカティストスの聖母賛歌、個別告白を伴う回心式に参加する。

指定された巡礼所：ローマの四つの教皇バジリカのいずれか、聖地の三つのバジリカのいずれか、教区司教が指定した司教座聖堂または他の聖堂や巡礼所（新潟教区においては、秋田、山形、新潟、長岡、高田の各教会と聖体奉仕会修道院）

2. 巡礼所への聖なる訪問

1で示した巡礼所に加え、下に示す聖堂や巡礼所において、個人であるかグループであるかを問わず、適当な時間聖体礼拝と黙想を行い、終わりに主の祈り、信仰宣言、神の母マリアの執り成しを願ってアヴェ・マリアの祈りを唱える。

指定された巡礼所

ローマ市内：巡礼所リストは、教皇庁内赦院「教皇フランシスコにより発表された二〇二五年の通常聖年の間に与えられる免償に関する教令」参照（『希望は欺かない』pp.51-52）

その他地域：同上。新潟教区においては上の1で指定した巡礼所

※心から罪を痛悔していても、重大な理由で荘厳な典礼への参加や、巡礼や聖なる訪問ができない信者（隠世修道者、高齢者、病者、受刑者、病院や看護施設で継続的に病者に奉仕する人々等）は、自宅または自分がとどまらなければならない場所で、その場に共にいる信者と心をつにして、主の祈り、信仰宣言、そして聖年の目的にかなう他の祈りを唱え、自分の苦しみと生活の困難をささげるならば、同じ条件で免償を得られる。これらは、とりわけ教皇や教区司教のことばがさまざまなコミュニケーション手段によって伝えられる機会をとらえて行うとよい。

3. 慈善と償いのわざ、その他のわざ

- ・困窮や困難のうちにある兄弟姉妹（病者、受刑者、高齢者、障がい者）を適切な時間、訪問すること。それは彼らのうちにおられるキリストへの巡礼に他ならない。
- ・金曜日の償いの価値を再発見し、償いの精神をもって少なくとも週に一日、無益な娯楽や過剰な消費を控えること。
- ・貧しい人々に適切な金額の寄付をすること。
- ・宗教的・社会的な性格の援助活動を行うこと。
- ・自分の自由になる時間を教会共同体の必要に応えるボランティア活動や個人的な関わりによる同様な活動のためにささげること。
- ・宣教活動に参加すること。
- ・霊操を行うこと。
- ・『第二バチカン公会議公文書』や『カトリック教会のカテキズム』の勉強会に参加すること。

※全免償は一日に一回しか受けられないという規定にもかかわらず、煉獄の霊魂のために全免償を願って愛のわざを行う者は、その日すでに全免償を受けていても、もう一回同じ日に全免償を受けることができる。ただし二回目の全免償のために必要な聖体拝領は教会法に従ってミサの中で受けなければならない。